生活環境影響調査報告書

【概要版】

平成31年3月

中部知多衛生組合

1 はじめに

本業務は、中部知多衛生組合が計画している、既存し尿処理施設(以下、「本施設」という。) の汚泥再生処理センターへのリニューアル工事にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (第九条の三)に基づく、生活環境影響調査を実施し、生活環境に係る調査、予測・分析、並びに必要な環境保全措置の検討を行うことを目的としています。

2 生活環境影響調査とは

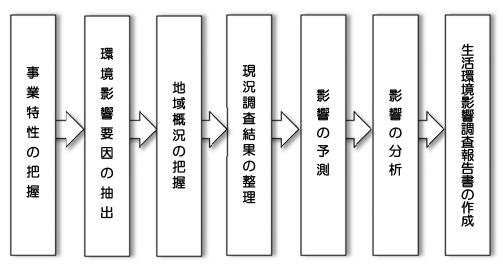
生活環境影響調査とは、廃棄物の処理に伴って生じる生活環境への影響を検討する観点から、 その廃棄物処理施設の運転ならびに当該施設に係る廃棄物の搬出入及び保管に伴う、大気質、 水質、騒音、振動及び悪臭など周辺地域の生活環境の現況を把握し、施設の設置による影響を 予測し、その結果から地域の生活環境の状況に応じた適切な生活環境保全対策等について検討 を行うものです。

3 生活環境影響調査の方針

本調査は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成 18 年 9 月 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)」(以下、「調査指針」という。)に基づいて実施しました。

ただし、本事業の周辺環境への予測・評価の条件となる施設の計画緒元については、現時点で本組合が想定できる範囲としました。

【生活環境影響調査の流れ】

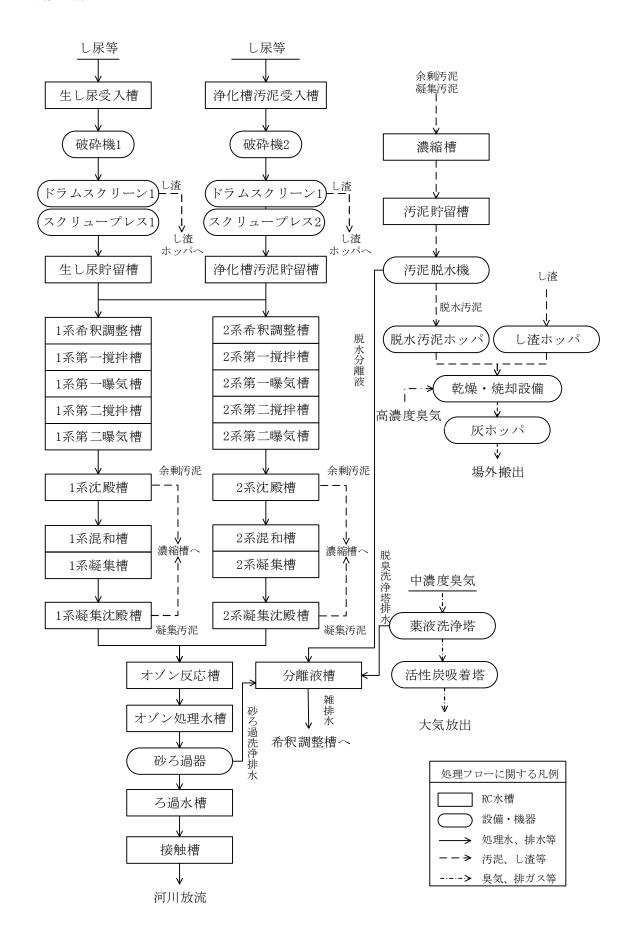


4 事業計画の概要

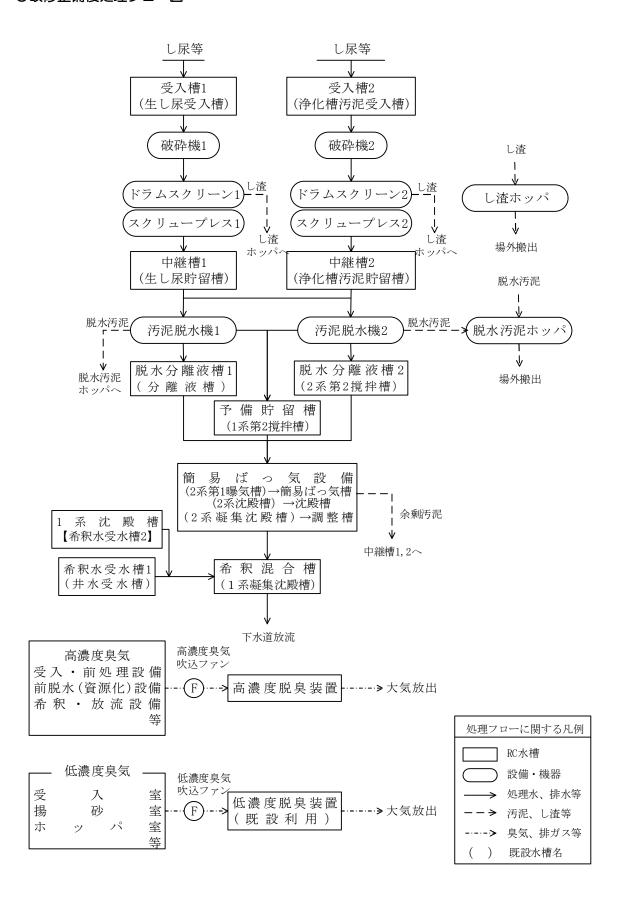
○事業計画の内容

• 中部知多衛生組織				
	• 中部知多衛生組合:愛知県知多郡武豊町字壱町田地内			
・愛知県知多郡武豊町字壱町田地内 (以下、「事業予定地」といいます。)				
・改修整備前: した・改修整備後: した	家処理施設 家処理施設(汚泥再生処理センター)			
し尿・浄化槽汚済	尼、農業集落排水施設汚泥			
	20kℓ/日(U尿:150kℓ/日、浄化槽汚泥: 70kℓ/日) 51kℓ/日(U尿: 13kℓ/日、浄化槽汚泥:138kℓ/日)			
• 改修整備前				
項目	内容			
受入·貯留設備	受入→沈砂除去→きょう雑物除去→貯留→標準脱窒素処理工程へ			
標準脱窒素 処理設備	低希釈二段活性汚泥法→高度処理工程へ			
高度処理設備	凝集沈殿→オゾン処理→砂ろ過→消毒放流工程 へ			
消毒放流設備	消毒→放流			
汚泥処理設備	脱水→乾燥→焼却→場外搬出			
脱臭設備	高濃度臭気: [燃焼脱臭] →大気放出 中濃度臭気: [酸洗浄+アルカリ次亜塩洗浄] →活性炭吸着→大気放出 低濃度臭気: 活性炭吸着→大気放出			
• 改修整備後				
項目	内 容			
受入·前処理 設備	受入→きょう雑物除去→前脱水(資源化)工程へ			
前脱水 (資源化)設備	前脱水→貯留→希釈放流工程へ(脱水汚泥は助燃剤として有効利用)			
希釈•放流設備	曝気→沈殿→希釈→放流			
施設排水につい	ては、前処理・前脱水後に希釈し、公共下水道へ放流します。			
・廃棄物等の搬入	時間: 平日 8時30分~16時			
• 廃棄物等の搬入	土曜、日曜、祝日には搬入をしません。 台数 施設竣工時:約91台/日(昭和61年2月) 改修整備前:約70台/日(平成30年実績) 改修整備後:約70台/日十脱水汚泥搬出車両1~2台/日			
	 ・改修整整・した ・改修修整・した ・改修修整整整整備 ・改修修整整整件 ・改修整整整件 ・改修整整整件 ・改修整整度 ・改修整整度 ・改修整整度 ・改修整整度 ・次準理理 ・海中 ・次の ・次の ・の ・施設 ・施設 ・施の ・施の ・施の ・施の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

○改修整備前処理フロー図



○改修整備後処理フロー図



○事業計画位置図



5 生活環境影響調査項目の選定

本施設は「し尿処理施設」に該当し、調査指針に示された同施設における標準的な調査項目を基に、調査対象項目を選定しました。

○調査項目の選定結果

調査事項		項	生活環境影響要因調查項目	施設からの処理水の放流	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	し尿の運搬 車両の走行						
	大気質		二酸化窒素(NO ₂)				_						
大			浮遊粒子状物質(SPM)				_						
気環	騒	音	騒音レベル		0		_						
境	振	動	振動レベル		0		_						
	悪	臭	臭気指数(臭気濃度)			0							
			生物化学的酸素要求量(BOD)	_									
水皿	環水質	عاد ا	ماد	ماد	ماد	ماد			または化学的酸素要求量(COD)				
境		八)	浮遊物質量(SS)	_									
نارح			その他必要な項目	_									

- 注)表中の記号については、以下に示すとおりである。
 - 〇:標準的な調査項目であり、現況調査・予測・評価を行う。
 - 一:標準的な調査項目であるが、調査を行わない。
- 資料)「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18年9月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル室)

〇選定した項目とその理由

調査	項目	生活環境 影響要因	選定の 有無	理由
大気	騒音・振動	施設の稼働	0	 ・調査指針では、「施設の稼働により騒音・振動が変化する場合に対象とする」とされている。 ・改修整備後においても施設の稼働に伴う騒音・振動の影響が考えられるため、調査対象と判断した。 ・騒音・振動について現況把握を行うとともに、施設の稼働に伴う騒音・振動が周辺の生活環境に与える影響について、予測及び影響の分析を行う。 ・調査項目:騒音レベル、振動レベル
環境	悪臭	施設からの悪臭の漏洩	0	 ・調査指針では、「施設から漏洩する悪臭の影響がある場合に対象とする」とされている。 ・改修整備後においても施設から漏洩する悪臭の影響が考えられるため、調査対象と判断した。 ・悪臭について現況把握を行うとともに、施設の稼働に伴う悪臭が周辺の生活環境に与える影響について、予測及び影響の分析を行う。 ・調査項目:臭気指数、特定悪臭物質(現況把握のみ)

注)選定の有無 〇:影響が想定されるため、調査を実施する。

〇選定しなかった項目とその理由

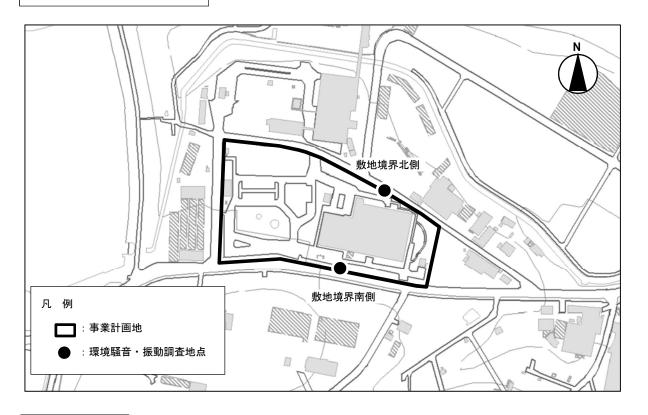
調査	項目	生活環境 影響要因	選定の 有無	理由
大気	大 気 質	し尿の運搬 車両の走行	I	 調査指針では、「廃棄物運搬車両が相当程度変化する場合に対象とする」とされている。 改修整備前後で、し尿等の収集対象区域に変化はなく車両台数の増加はない。また、脱水汚泥(助燃剤)の排出車両の増加は見込まれるが増加数は1~2台/日程度であり、自動車排ガスの周辺の生活環境に与える影響は軽微である。施設関係車両は、竣工当初よりも30台/日程度減少している。 したがって、改修整備後の施設関係車両の走行に伴う自動車排ガスが周辺の生活環境に与える影響は、改修整備前と同程度と考えられることから、調査対象外と判断した。
境	騒 音・振 動	し尿の運搬 車両の走行		 ・調査指針では、「廃棄物運搬車両が相当程度変化する場合に対象とする」とされている。 ・改修整備前後で、し尿等の収集対象区域に変化はなく車両台数の増加はない。また、脱水汚泥(助燃剤)の排出車両の増加は見込まれるが増加数は1~2台/日程度であり、走行に伴う騒音・振動の影響は軽微である。施設関係車両は、竣工当初よりも30台/日程度減少している。 したがって、改修整備後の施設関係車両の走行に伴う騒音・振動が周辺の生活環境に与える影響は、改修整備前と同程度と考えられることから、調査対象外と判断した。
水環境	水質	施設からの 処理水の 放流	_	・調査指針では、「廃施設排水を下水道へ放流するなど、公共用水域への排出を行わない場合は、対象から除くことができる」とされている。・改修整備後の施設からの排水は下水道へ放流する計画となっている。したがって、改修整備後の施設からの排水が周辺の生活環境に与える影響はないことから、調査対象外と判断した。

注)選定の有無 一:標準的な調査項目であるが、現況調査・予測・評価を実施しない。

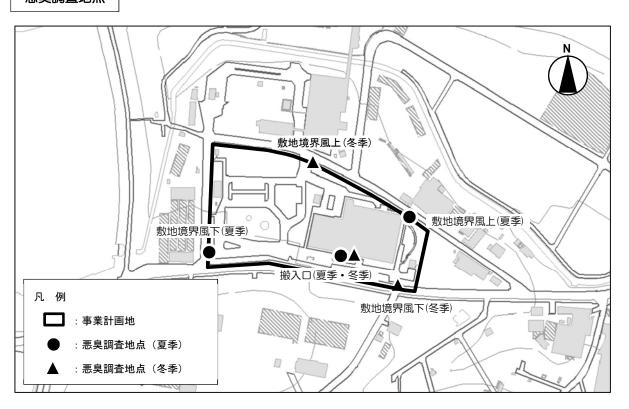
6 現況把握の結果

〇現況調査地点

環境騒音•振動調査地点



悪臭調査地点



〇現況調査結果

X	分	調査項目		調査結果		基準値等 〇:適 合、×:不適合	
騒音	現地調査	環境騒音	騒音レベル (L _{A5})	 ・敷地境界 北側※ 朝:52dB 昼間:57dB 夕:52dB 夜間:50dB ・敷地境界 南側 朝:49dB 昼間:50dB 夕:47dB 夜間:47dB 	0	規制基準 朝:55dB 昼間:65dB 夕:55dB 夜間:50dB	
振動	現地調査	環境振動 振動レベル (L ₁₀)		・敷地境界 北側 昼間:39dB、夜間:30dB・敷地境界 南側 昼間:33dB、夜間:30dB	0	規制基準 昼間:65dB 夜間:60dB	
悪臭	現地調査	臭気指数		【夏季】 ・敷地境界 風上 臭気指数:10未満 ・敷地境界 風下 臭気指数:10未満 【冬季】 ・敷地境界 風上 臭気指数:10未満 ・敷地境界 風上 臭気指数:10未満 ・敷地境界 風下 臭気指数:10未満	0	規制基準 第3種地域:18	

注)調査期間: 騒音・振動 平成 30 年 10 月 29 日 (24 時間連続 12:00~翌 12:00) 悪臭 【夏季】平成 30 年 7 月 30 日、【冬季】平成 30 年 12 月 12 日

7 予測及び影響の分析結果

○予測及び影響の分析結果

	項目	予測地点	予測項目	予測結果	環境保全目標 〇:適 合、×:不	- '
醫	施設の稼働に伴う騒音	敷地境界	騒音レベル(L _{A5}) 朝:6-8時 昼間:8-18時 夕:18-23時 夜間:23-6時	 ・敷地境界 北側 朝:52dB以下 昼間:57dB以下 夕:52dB以下 夜間:50dB以下 ・敷地境界 南側 朝:49dB以下 昼間:50dB以下 タ:47dB以下 夜間:47dB以下 	朝:55dB 昼間:60dB 夕:55dB 夜間:50dB	0
振動	施設の稼働に伴う振動	敷地境界	振動レベル(L ₁₀) 昼間:7-20時 夜間:20-7時	 ・敷地境界 北側 昼間:39dB以下 夜間:30dB以下 ・敷地境界 南側 昼間:33dB以下 夜間:30dB以下 	昼間: 65dB 夜間: 60dB	0
悪臭	施設からの 悪臭の漏洩	敷地境界	臭気指数	・敷地境界 臭気指数 10 未満	臭気指数 18 以下	0

[※]周辺工場からの騒音の影響を常に受けていたため、暗騒音補正を行った。

8 環境保全対策

○施設の設置に関する計画

項目	環境保全対策:施設の設置に関する計画
騒 音	・騒音が懸念される場合は、低騒音型の設備機器を導入します。また、設置場所には必要に応じて壁面に吸音材を取付ける等、騒音を減少させる対策を行います。
振動	・振動が懸念される場合は、低振動型の設備機器を導入します。また、設置場所には必要に応じて防振ゴムを取付ける等、振動を減少させる対策を行います。
悪臭	・敷地境界において臭気が懸念される場合は、必要に応じて計画施設内に脱臭装置等の臭気を防止するための設備を導入します。

○維持管理に関する計画

項目	環境保全対策:維持管理に関する計画
騒 音	・事業予定地の敷地境界において、騒音規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の 計画値を設定し遵守します。
振動	・事業予定地の敷地境界において、振動規制法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の 計画値を設定し遵守します。
悪臭	・事業予定地の敷地境界において、悪臭防止法等で規制されている規制基準を踏まえた本施設の 計画値を設定し遵守します。

9 総合評価

生活環境影響調査項目として設定した騒音、振動、悪臭の予測及び影響の分析結果については、 すべての項目について環境保全目標を満足しており、環境保全対策を適切に実施することで、計 画施設の稼働に伴う生活環境への影響は十分に回避・低減されます。

以上のことから、本事業の実施が事業予定地周辺の生活環境に影響を及ぼさないものと評価できます。